

○所沢市教育委員会交際費の支出及び公開に関する基準

平成15年7月28日要領等

改正

平成26年3月25日

平成27年3月24日

所沢市教育委員会交際費の支出及び公開に関する基準

1 趣旨

この基準は、所沢市教育委員会交際費（以下「教育委員会交際費」という。）の支出及び公開に関する基準を定めることにより、事務の適正化を図るとともに教育行政の透明性を高め、開かれた教育行政の一層の推進を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 交際費の支出基準

教育委員会交際費は、所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長及び委員が教育行政執行のため教育委員会を代表して外部との公の交渉に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上妥当と思われる範囲内で必要最小限の支出とする。

3 支出経費の項目

支出する経費の項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会費

飲食を伴う総会、各種会合、懇親会等の費用であり、金額が明示されているものは、その金額とし、金額の明示がないものは、10,000円を限度とする。

(2) 慶弔見舞費

① 慶事

式典、祝賀会、大会、発表会等の費用であり、金額が明示されているものは、その金額とし、金額の明示がないものは、10,000円を限度とする。

② 弔事

弔事の支出は、別表のとおりとし、香典は10,000円を限度とする。花輪等の費用は、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

③ 見舞い

社会通念上、儀礼の範囲として認められる場合で、10,000円を限度とする。

(3) 賛助・協賛費

各種運動・活動に対し賛助・協賛する場合で、市全体の行政執行を考慮し、特に必要と認めた場合に限る。

(4) 渉外的経費

外部との意見交換、情報収集のための懇談等の費用、又は折衝時に必要な土産等であり、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

(5) その他

上記に掲げるもののほかはその都度協議し、特に必要と認めたものは、この限りでない。

4 公開基準

教育委員会交際費の支出明細書は、原則情報公開するものとする。ただし、所沢市情報公開条例(平成13年条例第6号)第7条各号に該当する場合は、この限りでない。

5 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成15年8月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月25日)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の所沢市教育委員会交際費の支出及び公開に関する基準の規定は適用せず、改正前の所沢市教育委員会交際費の支出及び公開に関する基準の規定は、なおその効力を有する。

別表

区分		香典	花輪 (生花)	備考
1 教育委員会職員	特別職本人	◎	◎	前・元職を含む
	一般職本人	◎		
2 市議会議員	本人	◎		
3 各種審議会委員	本人	◎		
4 教職員	本人	◎		
5 学校医・学校歯科医・学校薬剤師	本人	◎		